図1 難病医療専門員への地域別べ支援回数
＊専門員の配置地区

表1. 支援患者の属性と internal conflict

	全体		internal conflict有		internal conflict無		n(%)
	n(%)	内訳	n(%)	内訳	n(%)	内訳	
年齢(歳)							
平均±標準偏差	63.9±11.3		61.5±1.9		65.0±1.3		p=0.11
男	62(41.7)		60(52.7)		63(61.5)		p=0.44
女	42(58.3)		43(47.3)		48(38.5)		p=0.02
性別							
男性(%)	58(60.7)		23(63.7)		42(58.3)		
女性(%)	42(39.3)		12(36.3)		30(41.7)		
支援回数(回)							
平均±標準偏差	15.1±17.1		23.7±2.7		10.9±1.9		p=0.05 ^b
支援回数(月)							
平均±標準偏差	16.0±14.2		20.4±2.3		11.9±1.6		p=0.02 ^c
支援回数(回/月)							
平均±標準偏差	1.62±1.66		1.57±0.28		1.65±0.19		ns ^a
介護力に関する相談							
有	60	27	33	ns ^a			
無	47	8	39		p=0.00 ^b		
認知機能障害に関する相談							
有	10	3	7	ns ^a			
無	97	52	65				
人工呼吸器使用に関する相談							
機械的・非機械的	14	7	7	ns ^a			
機械的・非機械的	26	10	16				
吸気・呼気のみ	1	1	0	ns ^a			
不要	59	14	45				
不明	7	3	4				
ALSEBS-R							
全体	(n=27)	内訳	(n=3)	内訳	(n=19)	内訳	
ALSEBS-R total			38.0±8.4		37.4±3.0		
ALSEBS-R 有			33.3±1.0		36.6±0.35		
ALSEBS-R 無			3.2±4.1		3.2±0.23		
ALSEBS-R 有			3.4±0.40		3.1±0.26		ns ^a
ALSEBS-R 呼吸困難			3.6±1.11		3.1±0.36		
ALSEBS-R 呼吸不全			3.7±0.78		3.4±0.27		

注 a:t検定、b:F検定、c:χ²検定、**p<0.01、*p<0.05

表2. 支援回数とそのほかの要因との関係 Pearsonの相関係数

	支援回数	internal conflict	介護力	認知機能障害	年齢	性別	病気・病状	疾患理解・意思決定に関する相談	介護に関する相談	精神的・情緒的支援	心理的支援
支援回数		.352**	-	-	-	-	-	-	-	-	-
internal conflict		-	.269*	.296**	-	-	-	-	-	-	-
介護力の問題		-	-	.630**	-	-	-	-	-	-	-
認知機能障害		-	-	-	.060	.019	.090	-	-	-	-
年齢		-	-	-	-	.011	.146	.170	.323**	-	-
性別		-	-	-	-	.007	.071	.249**	.136	.198*	-
病気・病状に関する相談		-	-	-	-	-	.205*	.069	.096	.113	.157
介護に関する相談		-	-	-	-	-	-	.237*	.249**	.165	.187
精神的・情緒的支援		-	-	-	-	-	-	-	-	.046	.036
心理的支援		-	-	-	-	-	-	-	-	.119	.123

** p<0.01, * p<0.05

表3. 難病医療専門員の支援回数に関する要因(重回帰分析)

	標準回帰係数	有意確率
internal conflict	.341**	.000
病気・病状に関する相談	.185*	.042
R2	.158**	

** p<.01 * p<.05

表4. ALS療養におけるinternal conflictの分類と項目
()内の数字は記述数 総記述数 279

カテゴリー	サブカテゴリー
患者の要因 (29)	対人関係のことわり(1) 患者の性格 (4) 治療・介護方法のことわり (5) 人に会いたくない・見られたくない (2) 介護大変を受けることの抵抗感 (12) 認知機能 (2) 住宅への移着 (2) 経済 (1)
家族の要因 (73)	住宅介護への不安 (14) 介護負担感 (14) 外部支援の介入に抵抗・負担感 (10) ケア方法のことわり (1) 心身の不調・抑うつ (6) 介護者の認知機能 (2) 家庭変動 (3) 独断的介護 (5) 経済的問題 (2) 精神的低下 (3) 現実を受容できない (3) 家族内複数の要介護者 (4) 意思決定の負担感 (4)
患者-家族関係 (97)	患者・家族間の攻撃的言動 (10) 一部家庭の既定的決定 (5) 患者への叱咤しない (7) 意向対立や小一歌 (16) 家族への感謝がないと感じる (1) 患者の介護者への不満 (2) 介護者の批判 (2) 家族内でのコミュニケーション不足 (19) 報酬な家族関係 (2) 介護者の他の家族メンバーからの支障少ない (9) 家族間の衝突 (1) 同居していない家族からの過干渉 (5) 夫生存 (1) 虐待・介護放棄 (4)
病状・精神的苦痛 (26)	意思決定できない (6) 感情コントロールできない (5) 認知機能低下 (2) 身体症状 (5) 精神的苦痛 (5) 自殺企図 (2)
疾患の理解・受容 (36)	苦愁 (3) 受容できない (6) 病気・経過・治療の理解不足 (26) 民間療法 (1)
外部サービス提供者との関係 (19)	医療者とのコミュニケーション不足 (1) 不信感 (4) 怒りやトラブル (4)

表5. 相談内容ごとの支援回数

相談内容項目	重複集計 のべ支援回数
看護・日常生活に関する相談	502
病気・病状に関する相談	358
疾患理解・意思決定に関する相談	260
コミュニケーションに関する相談	232
在宅療養の調整	220
治療・服薬に関する相談	218
ンスパイド入院	210
福祉制度に関する相談	166
退院調整	163
長期入院	106
医療費公費負担制度	77
心理・精神的な支援に関する相談	60
セカンドオピニオン	13
患者会・ピアサポート	12

V. 考察

1. 難病医療専門員の支援の特徴

三重県難病医療専門員が5年間に相談対応した件数の2/3をALS患者が占めていた。

本研究の対象者の年齢は 63.9 ± 11.3 歳、男女比は3:2で、わが国の疫学データ（有病率人口10万あたり2~7人程度、発症率10万あたり1~1.5人。男女比3:2、平均発症年齢60歳前後）¹⁰に示された本邦の男女比、発症年齢と近似していた。本研究の対象は、本邦のALS患者の一般的構成と矛盾していないと考えられた。全体像では男性よりも女性の年齢が高かった。internal conflictの有・無で年齢を比較しても有意な差を認めなかったが、患者本人の年齢にかかわらずinternal conflictが生じ得る可能性が示唆された。

難病医療専門員の支援回数は、配置されている難病医療専門員の対応には地域による偏りがみられる

た。拠点病院を受診する対象者が多いことのほかに、在宅療養支援者との連携にアセスの容易さが影響していると考えられた。患者数に対し支援件数の少ない地域では、療養の困難さが認識されても、遠隔のため支援要請に躊躇または断念した可能性が考えられる。

2. 難病医療専門員の支援回数と各要因との関連

難病医療専門員の支援回数の多さとinternal conflictに強い正の相関があった。このことはALS患者の療養の困難さとinternal conflictが関連していることを示す。

また支援回数の多さは介護力の問題、病気や病状の相談、疾患理解と意思決定に関する相談と正の相関が認められ、患者の年齢、性別、認知機能障害、人工呼吸器装着の有無や機能障害との関連は認められなかった。

internal conflictは介護力の問題と疾患理解・意思決定に関する相談に密接に関連し

ていた。一方認知機能障害の有無、性別、人工呼吸器装着とは関連がなかった。

介護者自身の健康上の問題や介護以外の社会的役割などがあると、介護力の問題となり、支援回数の増加と直接的に、internal conflict を介して間接的に関連していた。介護力の問題は ALS の療養の困難さにかかわる要因であることを示す。先行研究でも在宅療養の継続を困難にする要因として介護力の問題が挙げられており、本研究結果からも支持できる¹⁰⁾。

3. ALSにおける internal conflict と療養に及ぼす影響

internal conflict は慢性疾患や終末期患者の家族に発生する重要な要因で、介護者への他の家族員からのサポート不足、ケアコーディネーションに関する不同意、患者の要求、病気の自然経過、家族の積年の問題などが背景にある⁸⁻¹⁰⁾。internal conflict の構成要素についてはこれまで終末期肺がん⁹⁾や終末期要介護高齢者¹⁰⁾の研究から示されたものがある。本研究では、難病医療専門員の ALS 患者・家族への支援記録から internal conflict の内容を抽出・分析した。ALS の internal conflict を構成する「患者の要因」、「家族の要因」、「患者・家族関係」、「病状・精神的苦痛」、「病気の理解と受容」、「医療・介護サービス提供者との関係」の 6 つの構成要素は、先行研究で示された終末期肺がんや終末期要介護高齢者の構成要素と同様であることが分かった。本研究では、患者の運動機能障害、認知機能障害、人工呼吸器装着の有無と internal conflict や支援回数に関連はみられず、病気の症状が直接的には internal conflict に関連していないかった。このことから ALS 患者の療養には、病期にかかわらず常に終末期に相当する深刻さを包含することが示唆される。

今回対象となった ALS 患者の 33% に internal conflict の存在が認められた。先行研究では終末期肺がん患者家族の 35%⁹⁾、脳卒中患者家族の 64.5%¹⁰⁾、終末期要介護高

齢者では 55%¹⁰⁾の家族が internal conflict を認識していた。しかし家族の認識に比べケアチームメンバーの internal conflict の認識が低かった¹⁰⁾という報告もあり、ALS 患者と家族間により高率に internal conflict が潜在する可能性もあると考えられる。患者の診断以降、家族は介護提供、ケアの選択や調整、意思決定、生活維持など多くの役割を担い、負担も大きい。特に心理・社会的因素は介護者の QOL に大きく影響する¹⁰⁾。internal conflict は、介護者にとって患者・他の家族員からの批判、不支持、不一致として経験されるものであり、本研究でも他の家族メンバーからの介護者への批判や不満、家族の一部の独断、介護者への他の家族メンバーからの支援が得られないこと、同居していない親族からの過干渉などの記述がみられた。internal conflict は介護者の心身の健康に負の影響を及ぼす要因⁸⁻¹⁰⁾である。患者にとっても家族の健康や家族との心の交流は困難に対処するために重要な要素⁹⁾であり、これが阻害されることは苦痛や療養の困難さを引き起こす。ALS 患者・家族の身体的・精神的・社会的苦痛に対して、診断後早期から、最善のマネジメントのために緩和的アプローチが必要¹¹⁾とされ、苦痛や療養の困難さの要因を、支援を始めると同時に把握し対応方法を検討する必要がある。

今回、記憶障害や文脈理解の障害がある場合を認知機能障害ありと定めて検討した。しかし、支援回数・internal conflict との関連は見られなかった。ALS では前頭側頭葉認知症 front temporal dementia (FTD) が臨床的に認められる事例があり、人格変化、過敏性、脅迫観念などの症状がみられる場合がある²²⁾。表 4 に示される internal conflict の内容から、患者の介護者への攻撃的言動、イライラ、等精神面のコントロールの喪失を伺わせる記述が散見され、FTD との関連が示唆される。また病気の進行によりコミュニケーション機能障害が顕著になり、精神的・意識的苦痛を伴う²³⁾。意思表示困難や精神面での

コントロールの喪失は患者自身の苦痛であるだけでなく、家族内のコミュニケーションや相互理解を阻害し、関係の悪化や社会的孤立等負の影響を及ぼす²⁴⁾ため、行動面の変化と周囲との関係に注意を払う必要がある。

4. 支援の在り方への示唆

ALS 患者の支援チームの誰かが internal conflict を把握した場合、まずはどの関係者間にある不一致か、何についての問題か、背景に何があるかをアセスメントすることが重要である²⁵⁾。

internal conflict の理想的な解決法として、患者・家族を含めた関係者間で情報を共有し、コミュニケーションを推進することが提案されている²⁶⁾。

ALS の経過で重要な人工呼吸器装着に関する意思決定については、患者が自律的な決定を行うことと、医療者や家族と共有するプロセスがその本質であり²⁷⁾、ここでも関係者間のコミュニケーションの重要性が強調される。

予後や病気の進行の話題を、苦痛やネガティブなこととして拒否する文化的背景²⁸⁾、喪失に対する予期不安²⁹⁾、家族以外のものからの非難を恐れケアの方針決定への参加を躊躇する姿勢²⁹⁾、患者・家族相互に苦痛を配慮して話し合いを避けること³⁰⁾等話し合いを阻害する状況も多数報告されている。ALS の支援にかかわる医療者がジレンマを感じ困惑するのはまさにこの問題である。

一方で、患者・家族介護者は相互に理解し支援されたいという要望³¹⁾を持ち、患者は自律的な意思決定を家族と共有するプロセスを希望³²⁾するという報告もある。

患者と家族介護者が、診断後から経済を通してそれぞれ異なるニーズを持ち³³⁾、家族内役割や将来予測の相違から²⁷⁾異なる QOL のプロセスをたどる³⁴⁾ことを理解し、患者と家族それぞれの不安や意向・要望を、別々に聞き取る対応が必要である。

看護師には、患者と家族介護者それぞれの苦痛とニーズを把握し支援するため、多面的なアセスメントと対応が必要とされる。

慢性疾患患者の支援には社会的支援の増強・自己コントロール感の維持、生きる意欲への働きかけが有用³⁵⁾で、ALS 患者の coping 促進要因は、不確かさを解消しコントロール感を維持すること、自律的決定、支援の受け入れ³⁶⁾である。

家族介護者は役割変調、病気進行に伴うケニアーズへの対応増大と将来への不確かさを体験し、安定した状態の維持継続と、変化・喪失への対応を希望³⁷⁾している。

患者・家族間での受け止めやニーズの相違、療養環境やケアニーズの変化のタイミングをとらえて、理解内容・不安・要望を確認し、共有する場を作ることが必要である。話し合いの場合は、病気や状況の正しい理解を助け、不確かさの解消を図り、患者・家族それぞれの立場や意向が支持され、主体的に療養目標を設定し、外部支援提供者とともにケア計画立案できる場となることが望ましい。

5. 本研究の意味と今後の課題

本研究では難病医療専門員の支援回数を代理指標として、ALS 患者の療養の困難さを推定し、支援回数及び他の要因と internal conflict の関連を検討したところ、internal conflict が療養の困難さに影響していることを明らかにした。また、支援記録から ALS における internal conflict の構成要素を描出し、肺がんや要介護高齢者などの他疾患の終末期との大きな差異は認めなかった。

しかし本研究は過去の支援記録からの後方視的研究で、主たる介護者の年齢・統括の確認はとれず、ALSFRS-R のデータも全数での把握ではなく、病状変化との関連検討には限界があった。

長期経過をたどる ALS 患者は、制度や機関の枠組みを超えた多職種連携による継続的なケアが必要である³⁸⁾。在宅ケア担当者は ALS 患者への対応や支援方法を巡って専門的知識・技能を持った者からのスーパーバイズ体制を希求している³⁹⁾。難病医療専門員は、難病療養に関する専門的知識・連携調停といったケア継続のための重要な役割を求められて

いる。先行研究では、慢性疾患の患者家族の family conflict のアセスメントスケールが呈示^{5,6}された。ALS の internal conflict を早期に把握しケア提供者間で共有することで、患者・家族の苦痛の理解と支援計画に反映することができる可能性がある。今回導き出された結果から、今後 ALS の internal conflict アセスメント票を開発し、ケア従事者が早期に問題を把握し、ケア担当者間で情報と問題を共有し、A.L.S の療養上の苦痛や不安を軽減するための支援に資すべく、準備する必要がある。

翻訳：ご指導、ご助言を賜りました、三重大学医学部看護学科基礎看護学講座 成田有香先生、福嶋恵子先生、統計的分析にあたりご指導いただきました三重大学医学部医学・看護学教育センター 森尾邦正先生に心より感謝申し上げます。

引用文献

- 1) McLeod J. E., Clarke D. M.: A review of psychosocial aspects of motor neurone disease. *Journal of the Neurological Sciences*. 58:4-10, 2007
- 2) 中川悠子、鶴生武則、辻俊俊：筋萎縮性側索硬化症患者における介護負担とQOLの検討. *臨床神経学* 59(6):412-414, 2016
- 3) 平野信子：在宅侵襲的人工呼吸療法を行う筋萎縮性側索硬化症患者が現在抱える困難と要望の内容と意味—前向きに生きる力 hope との関連から. *日本看護科学会誌* 29(4):41-56, 2009
- 4) 牛久保美津子：神経難病とともに生きる长期療養者の身体課題：苦悩に対する緩和的ケア. *日本看護学会誌* 35(4):79-79, 2005
- 5) Williams M. T., Donnelly J. P., Holmlund T.: ALS: Family caregiver needs and quality of life. *Amyotrophic Lateral Sclerosis* 9:279-286, 2008
- 6) 重症難病患者の地域医療体制の構築に関する研究班1 難病患者入院施設確保プロジェクト委員会：難病患者入院施設係マニュアル p17, 2008
- 7) Bolmsjö L., Göransson H.: Conflicts of interest: Experiences of close relatives of patients suffering from amyotrophic lateral sclerosis. *Nursing Ethics*, 10(2): 185-198, 2003.
- 8) Clark P.C., Shields C.G., Aycock D.: Preliminary Reliability and Validity of a Family Caregiver Conflict Scale for Stroke. *Progress in Cardiovascular Nursing*, 18(2): 77-92, 2003
- 9) Kramer B.J., Kavanaugh M., Trentham-Dietz A.: Predictors of Family Conflict at the End of Life: The Experience of Spouses and Adult Children of Persons with Lung Cancer. *The Gerontologist*, 50(2): 215-225, 2009
- 10) Kramer B.J., Boelk A.Z., Auci C.: Family Conflict at the End of Life: Lessons Learned in a Model Program for Vulnerable Older Adults. *Journal of palliative medicine*, 9(3): 791-801, 2006
- 11) Lieberman M.A., Fisher L.: The effects of family conflict resolution and decision making on the provision of help for an elder with Alzheimer disease. *Gerontologist*, 39: 159-166, 1999
- 12) Ozanne A.O., Graneheim U.H., Persson L.: Factors that facilitate and hinder the manageability of living with amyotrophic lateral sclerosis in both patients and next of kin. *Journal of Clinical Nursing* 21:1364-1373, 2011
- 13) 岩間貞美：質的研究実践ノート 研究プロセスを整めるclueとポイント. Pp31-49. 医学書院, 2007
- 14) Japanese consortium for Amyotrophic Lateral Sclerosis research. ALSの医学について. <http://www.jaculs.jp/index.html> accessed on 28th June, 2012
- 15) 三重県の人口: <http://www.pref.mie.lg.jp/DATABOX/library/jikkou/nenrei/h23/h23nenrei.pdf> accessed on 29th June, 2012
- 16) 木全真理、山田智子、水野有季：ALS療養者の在

- 25) Hugel H., Grundy N., Rigby S.: How does current care practice influence the experience of a new diagnosis of motor neuron disease? A qualitative study of current guidelines-based practice. *Amyotrophic Lateral Sclerosis* 7:161-166, 2006
- 26) Bolmsjö L., Hermansson G.: Interviews with patients, family, and caregivers in amyotrophic lateral sclerosis: comparing needs. *Journal of Palliative Care* 17(4): 236-40, 2001
- 27) Trail M., Nelson N.D., Van J.V.: Major stressors facing patients with amyotrophic lateral sclerosis: a survey to identify their concerns and to compare with those of their caregivers. *ALS and other motor neuron disorders* 5:40-45, 2004
- 28) アーサー・クラインマン: *The Illness Narratives: Suffering, Healing and the Human Condition* 江口重幸・玉木伸朗・上野義志訳. 病いの語り 慢性的病をめぐる臨床人間学. 改訂書房, 1996年
- 29) Foley G., Mahony P., Hardman O.: Perception of quality of life in people with ALS: Effects of coping and health care. *Amyotrophic Lateral Sclerosis* 8:164-169, 2007
- 30) Aspinall F., Gridley K., Bernard S.: Promoting continuity of care for people with long-term neurological conditions: the role of the neurology nurse specialist. *Journal of Advanced Nursing*, 2012
- 31) 牛久保美津子、飯田苗恵、大谷恵広：在宅ALS療養者の人工呼吸器をめぐる意思決定支援のあり方に關する看護研究. *Kitsukanto Medical Journal*, 58:209-216, 2008

Review of internal conflicts and number of support visits by a coordinator nurse
for patients with amyotrophic lateral sclerosis (ALS).

Michiko NAKAI, RN

The Liaison Council of the Networking for the Patients
with Intractable Neurological Diseases in Mie Prefecture,
Department of Fundamental Nursing, School of Nursing,
Mie University, Tsu, Mie, Japan

Background

The government began creating an individual coordination scheme in each prefecture for patients with intractable diseases in 1998. But the number of positions is very small. Only one coordinator has been working in Mie prefecture, Japan, since 2003.

Objects

To review a five-year period of support by a coordinator nurse for patients with ALS, from the perspective of internal conflicts and number of support visits to the patients.

Methods

We defined internal conflicts as the existence of stressful differences, disagreements and/or opposition about various issues regarding treatments, needs, care management, decision-making, values, or expectations. And we reviewed all the case records of support for patients with ALS from April, 2006 to March, 2011. The sample was confined to case records of a total of 1,864 support visits in 107 cases, in which the nurse coordinator responded more than once. The number of support visits, along with attributes such as age, gender, acceptance of a respirator, type of respirator, total ALSFRS-R score, family capacity for care, dementia, and the presence or absence of internal conflict were analyzed by SPSS (ver.18).

Result

We identified internal conflict in one-third of the patients. Stepwise regression analysis showed significant correlation between the number of support visits and internal conflict ($p<0.01$). No correlation was found with age, gender, total ALSFRS-R score, respiratory function score, respiratory failure score, and swallowing function score. Most consultations or support visits were in neighboring areas of the coordinator nurse's base.

Comments

The factor that increased the number of support visits was internal conflict. The number of support visits can be seen as a marker of the difficulty in coping with the condition, care or household issues. We should be sensitive about patients' internal conflicts as early as possible and try to support every stakeholder with a multidisciplinary team.

Key words: amyotrophic lateral sclerosis, coordinator nurse, internal conflict

教育セミナー**当事者と医療者の協同による新しい医療の実践**中山優季¹⁾, 井手口直子²⁾, 月口有美子³⁾, 稲本みさお³⁾, 織田友理子⁴⁾

患者のための医療。至極当然のことながら、何をもって、「患者のため」といえるのだろうか。この問いは、難病にかかわらず、医療に携わる全ての方が、一度あるいは常に抱き、実践していることといえる。

これまで、治療・ケアをする人（医療者）と治療・ケアを受ける人（患者）という関係において医療者はその倫理規範に基づき患者の「ため」に努力を重ねてきた。それが、患者の「ため」にならなかかうか（客観的指標）を持って示すことがエビデンスとして求められてきたことといえよう。「客観的」という言葉を医療者視点と混同してはいけない、ということを教えていたいのがこの教育セミナーであった。1時間という短い時間の中では、そのエッセンスをつまみ食いいただけ、という感も拭えないが、参加者は絶続された時間の中で、自らの価値観そのものを掘さぶられる体験をしたようだ。

患者主導的満足度 Patient-Reported-Outcome 向上への取り組み

患者のための医療を実現するため、真の患者の満足度、すなわち、患者の主観的満足度（Patient-Reported-Outcome, PRO）を向上するための医療が求められている中、日本初厚生労働省科学研究費補助金において、当事者が研究代表者となる研究班（橋本班、かけはし班）が、発足した。その代表である橋本操氏と中枢を担う川口有美子氏から、橋本班の概要をご紹介いただきたい。患者の声を吸い上げ、医療や研究に届けるため、患者登録サイト（ME AND HERE, <https://maphy.net/>）を立ち上げ、患者自身が主観的に評価し、生活要素も含まれる臨床データとして、蓄積していくようなしくみを創造している。海外でのレジストリシステムの実態についても紹介

があつた。

PRO測定の一手段としてのSEIQL

医学におけるコミュニケーション研究の元団塊である井手口直子教授より、SEIQLとは何かをご紹介いただいた。

SEIQL (Schedule for the Evaluation of Individual Quality of Life) は他の健康関連 QOL 評価尺度とことなり、健康概念から派生する生活分野を使用していない。このため、絶対し得ない病態や逆行性の病態であつても人が、新たな生活（人生）を見いだしたり、新たな生活分野に適応していったり、みずからを変化させていく過程を理解することに役立てることができる。SEIQLは、個人の生活の質 (individual Quality of Life) を評価 (evaluate) するための計画 (schedule) であり、半構造化面接法とVASによる評価法により成り立っている。日常の臨床用として、判断分析 (JA Judgment Analysis) よりも適切で、生活の質のドメインを直接的に重みづける方法 (DW, Direct weighting procedure) がSEIQLのためにあみだされた。

このDWの手順は、半構造化面接によって、その人の大切な生活領域 (Cue) を5つあげることから始まる。次に各 Cue についての水準 (Level) を決めていただく。その後、5つのCueが相互の関連の中でどれくらい重要なことを重みづけ (Weight) として、SEIQL ディスク (回盤) で示していただくという手に3つの段階からなる。

各 Cue のレベル (0~100) と重みづけ (0.00 ~1.00) をかけあわせ額を求め、その合計が INDEXとなる。

このように主観的な表現を数値データでも表現することで、経過の推移や統計処理にも耐えうるとして期待されている。

また、看護やケアの場面においては、その人の話をじっくり聴くこと、その人が大切に

していることがわかりそれを生かしたケアプランの立案と実施などさまざまに利用され無限の可能性を持つていらといえる。

SEIQLに期待すること

達成型ミオバチー患者会代表代行を務める織田友理子氏からご自身の体験と、SEIQLに期待することをご講演頂いた。入学時代に発病した織田氏だが、発病当時、「かわいそう」という言葉に道和感を覚えたという。

100人いれば100通りの幸せの形があつていいはず。SEIQLを知り、これまでの思いに確信を持った。これは、自分の思いを適切に数値化するツールとなる。講演ではSEIQLに期待することとして、3つの視点を紹介いただいた。

1. 医療者と患者が気持ちの共有を図れる
数値化することで、現在の自分の満足度と改善点がわかり、時系列での変化で今後の対応を考えられる。対話というプロセスから、患者の気持ちを共有しコミュニケーションを図れる。医療者はその経験と知恵を用いて可能な限り具体的なアプローチが可能となる。

2. 何が幸せか?見つめなおせる
難病患者の最大の試験として、いかに満気を受け入れるかということがあるが、多くは、難病ということで頭が真っ白になる。そんな

時に、このSEIQLによって自分は何が好きで何がしたいのか、病気と暮らし合わせながら何が適しているのかを見つめなおすきっかけとなりうる。

3. 医療の在り方を変える。

難病の多くは希少性であり、医療の評価尺度では、医療配分観点からは見出される危険がある。特に治療法・治療薬が存在していない現実の中、通院しても診察はほんの数分で、その继续意欲をそがれることにもなりかねない。SEIQLは患者の主觀・表現した声を医療に取り入れるということにつながる。そのような医療は、患者が消氣と闘う勇気を持てることになり、QOLを向上させる医療の一環となりうるのではないか。

このセミナーを通じて、何をもつての評価法次第で、意義や価値が変わらうこと、医療の提供者とその受け手という関係からともに歩む関係性を構築していくことの重要性が参加者的心に残っていたらと願っている。

本教育セミナーは、厚生労働省難治性疾患取組研究事業「患者および社会支援用具等による研究会実施体制の構築に関する研究会」（かけはし研究会、研究代表者 橋本操）ならびに、「神経・筋筋疾患患者の進行抑制治療効果を得るために新たな医療機器・生体電極等で随意コントロールされた下肢装着型補助ロボット (HAL-HRO)」に関する医師主導治療の実施研究班（研究代表者 中島浩）の成果公表の一部として開催された。

2014 理想 第692号

目次

特集 終末期の意思決定 —死の質の良さを求めて—

ペネルクス三国の安楽死法の比較研究（2）	盛永審一郎	2
オランダの安楽死の現状と課題	甲斐克則	18
ベルギーにおける終末期医療に関する法的状況	本田まり	30
ルクセンブルク法における安楽死および自殺援助		
—2009年安楽死法の成立とその適用に関する検討から—	小林真紀	42
英国における終末期医療の議論と課題	児玉聰・田中美穂	52
オレゴン州尊厳死法をめぐって		
—米国における「死ぬ権利」法制化の動き—	香川知晶	66
事前医療指示の法制化は患者の自律に役立つか？		
—ドイツや米国などの経験から—	松田 純	78
フランスの終末期における治療の差し控え・中止、緩和ケア、安楽死		
.....	小出泰士	97
尊厳死という概念のあいまいさ	品川哲彦	111
安楽死合法化とすべり坂の問題	飯田亘之	123
技術の普遍性と物の独自性	ギュンター・フィガル*陶久明日香訳	136
「論理的構文論」とヘーゲル論理学	川崎 誠	154
[海外学会報告]		
「カント・デー・2013」の報告と「カント&ケーニヒスベルク友の会」の紹介	中村博雄	169
[学界インフォメイション]		
日本ホワイトヘッド・プロセス学会 一二つの国際学会の報告—		
.....	田中 裕	173

- internationales Erfahrungen für die Umsetzung von Patientenverfügungen
Internat. In: *Patientenverfügung. Das Neue Gesetz in Der Praxis*. 2012.
S.96-114 を参照）。
- (23) 表1の2の報告書はすでに①、②、⑤などによる指摘
- したこと。（注）の文献参照。
- (24) 伊藤博明／中島孝／板井孝一郎／伊藤道哉／今井尚志「事前医療指示の原則をめぐって——事前医療指示の誤解・曲解を避けるために」『癌と化学療法』36巻、2009年、六六一六八頁。図を若干変更した。
- (25) Jung in der Schmitz und Mackmann, a.a.O. を参照）。
- (26) *Independent report. Review of Liverpool Care Pathway for dying patients*. 2013. ジャパン版を示すものた中島孝先生は感謝申上（注）。
- (27) ジャパン版を示すものた中島孝先生は感謝申上（注）。
- (28) ジャパン版を示すものた中島孝先生は感謝申上（注）。
- (29) 「生死倫理百科事典」の項目「事前医療指示と事前ケア計画」が示しているところである。Gary S. Fischer / James A. Tulsky / Robert M. Arnold, *Advance directives and advance care planning*. In: *Encyclopedia of Bioethics*, 3d, p.74. 生命倫理百科事典翻訳刊行委員会（編）『生命倫理百科事典』丸善、二〇〇七年、II巻、一二五八頁。
- (30) 貴重な取り組みの実績を）教示下さった国立長寿医療研究センターEOヒトチムの西川満則先生、横江由理子先生、久保川直美先生に感謝申し上げます。
- (31) 朝日新聞 2013年1月22日。
- (32) 日本弁護士連合会「終末期の医療における患者の意思の尊重に関する法律案（仮説）に対する会長声明」2012年4月24日。
- (33) 児玉真美「死の自己決定権のゆくえ——尊厳死・無益な治療」論・臓器移植】大月書店、2013年、五三一五四頁より。

(32) 「スマティカルタウンの『看取りのルネサンス』喪失から再生への地域ケア共同体」(2010年後の医療の姿を考える会、二〇一三年)のなかの中島孝氏の基調講演とパネルディスカッションへ参考。

本論文は平成23—25年度科学研究費補助金（基盤B）「世界における終末期の意思決定に関する原理・法・文献の批判的研究とガイドライン作成」、平成24—25年度同上補助金（基盤B）「介護と在宅医療における倫理的・法的問題の検討 専門職の問題対応能力の向上のため」、平成23—25年度厚生労働科学研究費補助金・難治性疾患克服研究事業による研究成果の一部である。

（まひだ じゅん・静岡大学）

連邦医療指示の法制化は医師に役立つか?

松田 純

はじめに

ドイツでは、1990年七月に事前医療指示⁽¹⁾が法制化され、同年九月に施行された。その後、「すべり坂」とも言える重要な動きが相次いだ。まず、ドイツにおける事前医療指示の法制化に至る経緯⁽²⁾、その内容とそれをめぐる議論^{(3) (4) (5)}、法制化後の展開^{(6) (7) (8)}を概観する。

事前医療指示は患者の自律（自己決定）を実現する道具とみなされているが、そこには、わかぬかな困難がつきまとつてゐる。多くの問題は法的な問題ではなく、広い意味での緩和ケアの問題、意思決定のプロセスやローマンケーチョンの問題、あるいは患者や患者家族の不安をやわらげる心理的なサポートの問題である。事前医療指示につきは

どう困難を考察し^{(1) (2) (3)}、近年、法制化を行ったドイツや、世界に先駆けて法制化した米国や、英国などで行われている、事前医療指示を補完する試みを検討する^{(1) (4) (5)}。

わが国においても、事前医療指示の法制化となる尊厳死亡法案が準備されているが、医師の責任解除（免責）をもつて事前医療指示の執行を保障するとこう構えどよんのか^{(1) (2) (3)}。これらを検討し、「死の質の良さ」を問うとは「死の質の良さ」を考えてみたい^{(1) (2)}。

1 ドイツにおける事前医療指示の法制化とその後の展開

ドイツの医師会は一九九〇年代前半まで、患者の事前医

療指示には批判的であった。だが、一九八八年に「医師が患者の死に寄り添うことについての連邦医師会の原則」(以下、看取り医療の原則と略記)を改定し、患者の事前医療指示を「医師の行動について重要な助けとなる」として、評価するようになった⁽⁶⁾。この転換の背景には、治療中止を含むあらゆる医療的な事件と、それに関する一定しない判断があった。同意能力のない患者に対する治療の中止が、病気が死に向かう不可逆的な経過を辿っていることを要件とするが、それとも、死に至る経過が切迫していない場合でも許されるがで、刑事と民事とで相反する判断が出されることがあるた(一九九四年の連邦通常裁判所刑事部のケンブテン事件判決、二〇〇三年の同裁判所民事部のリューベック事件判決⁽⁷⁾)。そこで、連邦法務省は事前医療指示の法的位置づけを検討する作業部会を設置し、法的な安定性を確保する方策を検討した。この作業部会は二〇〇四年に、報告書「終末期における患者の自律——患者の事前医療指示の評価に関する倫理的・法的・医学的観点」⁽⁴⁾をまとめた。このなかで、民法（世話法）と刑法の改正による事前医療指示の法制化を勧告した（表1の1）。

連邦議会においても、「現代医療の倫理と法」審議会が報告書「患者の事前医療指示」(二〇〇四年九月)⁽⁸⁾のなかで同じく法制化を勧告した（表1の2）。国家倫理評議

表1 ドイツにおける事前医療指示法制化とその後の展開

1	2004年6月	連邦法務省作業部会報告書「終末期における患者の自律——患者の事前医療指示の評価に関する倫理的・法的・医学的観点」
2	2004年9月	連邦議会「現代医療の倫理と法」審議会、報告書「患者の事前医療指示」で患者の事前医療指示の法制化を勧告
3	2005年6月	国家倫理評議会「患者の事前医療指示」についての見解
4	2009年6月	世話法第三次改正法（事前医療指示の法制化）可決。7月成立
5	2009年8-9月	ドイツの医師への自殺助勢と積極的臨死介助についての意識調査
6	2009年9月	世話法第三次改正法施行
7	2010年6月	連邦通常裁判所ブツ事件判決
8	2011年2月	連邦医師会「看取り医療の原則」改定案
9	2011年5-6月	ドイツ医師大会で上記改定案を否決し、医師職業規則のなかで自殺助勢を禁止

79 事前医療指示の法制化は患者の自律に役立つか？

会も一〇〇五年六月に「患者の事前医療指示」自己決定の一つの道具⁽⁶⁾という見解を発表した(表1の3)。

二〇〇八年から連邦議会に患者の事前医療指示に関する法案が提出され、審議が始まり、二〇〇九年六月に事前

医療指示に関する法（世話法第三次改正）が可決され、同年九月に施行に至った（表1の4、6）。

2 法制作をめぐる論点

連邦議会には三つの超党派の議員グループから、それをれ法案が提出され、三案をめぐって審議された(?)。三案とも民法典の世話法(?)を改正して、被世話人の事前医療指示を法的位置づけようとする点で共通する。しかし、事前医療指示の有効性と妥当範囲に関して違いがあり、表2に掲げた論点をめぐって議論になつた。有効性と妥当性に関する、厳しい条件をつける法案と、事前医療指示をできるだけ幅広く認めていくうとするリベラルな法案との間で、論争が繰り広げられた。結局成立した法は最もリベラルな法案であった。

3. 世話法第三次改正法の内容

事前医療指示の法制化は、既存の世話法を改正する形でなされた⁽⁹⁾。民法1901a条「患者による事前医療指示」

ても撤回できる。

事前医療指示書の有効性をめぐって、表2の論点に即して以下にまとめる。

けられていない。

③事前医療指示に基づいて治療を中止すると患者の死亡などの危険が予想される場合は、「後見裁判所の午若

が必要である」(1904年条2項)。ただし、治療中止が患者の意思にそういうことについて、医療者と世話人との間で話し合って決めてある場合は、この規定は適用されない。

④事前医療指示に関する「規定は被世話人〔患者〕の疾
（同条4項）。

(1901a条3項)。病気の種類と病状の段階は重要ではなく、患者の病態が必ずしも「末期」である必要はない。

(5)書面がない場合の患者の口頭での表明に基づく意思の推定（推定的同意）も一定の条件で認められる（1901年）。

表2 事前医療指示の有効性と妥当範囲をめぐる論点

- ① 事前医療指示書作成時に医師との協議を義務づけるか
 - ② 事前医療指示書を公証人の前で執筆する必要があるか
 - ③ 事前医療指示に基づいて治療を中止する場合、後見裁判所の許諾も必要とするか
 - ④ 事前医療指示は疾病や治療の状況、例えば末期か否か等によって制約されるか
 - ⑤ 口頭による事前医療指示や推定的同意も認められるか

のなかに、次の第1項が加えられた。

同意能力のある成年が、自らが同意能力を失ったときのため、健康状態の診察や治療や医療的介入について同意するか拒否するか（患者による事前医療指示）を、それがまだ差し迫っていない時点で、書面に明記して指示しておいた場合、世話人（Betreuer）はこの指示が、患者の生命に関する現下の状態と、現下の治療状況とに当てはまるのかを吟味する。当てはまる場合には、世話人は被世話人（車椅子）の意思を代って表明し、これが尊重されるよう世話しなければならない。患者にによる事前医療指示書はいつの時点でも、どのような形によつ

4 バイノ裏部通常裁判所のパソコン判決

一言癒取り外しの助言に無罪判決

の要件を満たせば、煩雑な手続きや後見裁判所の許諾を必要とせず、適用の対象を「末期段階」に限定せず、口頭での表明や推定同意も認めるという、かなりリベラルな内容

改正世記法が施行されてから十ヶ月後の二〇一〇年六月二十五日、連邦通常裁判所から非常に重要な判決が出された（表1の7）。この事件は、脳出血により昏睡状態にあつたK夫人（当時七六歳）の人工的栄養補給を、彼女の意思に基づいて、彼女の娘が中止する処置をしたというもので、胃瘻（PEG）の取り外し事件に関する刑事訴訟である。娘は担当の家庭医や老人養護施設長らに治療の中止を申し入れたが聞き入れられなかつた。そこで、医事法を専門とする弁護士ブツツに相談した。ブツツは胃瘻の管を直接切断することを娘と息子に助言し、娘たちはそれを実行した（二〇〇七年二月二一日¹⁰）。

K夫人は事前医療指示書を書き残してはいなかつた。彼女は、以前に夫が脳溢血で倒れた際に、自分が意識不明で

81 事前医療指示の法制化は患者の自律に役立つか？

□ マニケーションがどれなくなつたら、人工的な栄養補給および人工呼吸のような延命処置をしないでほしいと述べていたという。娘たちの行動はこの発言（すなわち推定的同意）に基づくものであった。

この事件を扱つた地方裁判所は、胃瘻の抜去を実行した娘を無罪としたが、抜去を助言した弁護士ブツを有罪とした。これの上告審にあたる連邦通常裁判所は、被告人ブツに対しても、下記の理由で、無罪判決を下した。

いつたん開始された医療的処置の不作為・制限または終結（治療の中止）による臨死介助は、これが事実的な患者の意思または推定的な患者の意思に合致し（民法1901a条）、かつ、治療しないことで死に至る病気の進行が成り行きに任せられる場合、適法とされる。（冒頭の判決要旨。強調は引用者）

適法の根拠に民法（世話法）があげられているように、この判決は刑事事件でありながら、民法との整合性を強く意識している点に特徴がある。判決は治療中止をめぐる過去の判決を振り返りつつ、「二〇〇九年の世話法第三次改正法により、少なくとも民法1901a条3項を引用し、「病気の種類および段階は、（もはや）重要視されない

- ① 故殺未遂で有罪とされた、胃瘻の抜去という行為を、2009年の世話法第三次改正法が規定する患者の事前医療指示に基づく治療中止の行為とみなし、無罪とした。刑事事件の判決において、民法（世話法）改正による法状態の変化も考慮に入れて、憲法という上位秩序の「統合的な観点の下」判断を下した。
- ② 患者による事前医療指示書がないにもかかわらず、延命治療に関する患者のかつての発言から、推定的同意を認定している。
- ③ 死に至る経過が切迫したのか否かという、治療中止をめぐる従来の論点について、世話法第三次改正法1901a条3項を引用し、「病気の種類および段階はもはや重要視されない」と明言している。
- ④ 作為／不作為の区別をめぐる従来の論争について、患者の希望にそって治療を中止すること（不作為）と、すでに開始した治療を中止すること（作為）とを等価であると判示した。

基づく治療中止、それによつて引き起こされる死と、民法と刑法を別々に適用して扱える問題ではない。かかる認識から、

連邦通常裁判所は、二〇〇九年の民法改正によって法的状況が変わつたことが刑事「被告人に対し有利に考慮される」と判示している。

事前医療指示の法制化はもともと、民法（世話法）の改正と刑法の改正の両面から行うはずであった（表1の1の報告書）。しかし刑法266条（要請に基づく殺人）の改正の議論を始めると、積極的安楽死の合法化にまで議論が発展する恐れがあるとの懸念から、法務省はこれを断念した⁽¹⁾。本判決は刑法からの法制化の欠落を補う意味を持ったと言える。

この判決に対しても、専門の法学者からも批判が出されているが⁽²⁾、本判決が「憲法的秩序に照らして」、民法改正によって法的状況が変わつたことを有力な理由の一つにあげて、被告を無罪としたところに、連邦通常裁判所の強い決意を感じる。それは、治療の中止に関わるさまざまな事件でさまざまな判決が錯綜した不安定な法状態には絶対に後戻りはさせないという決意である。本判決の特徴をまとめると表3のようになる。

- 5 医師による自殺帮助の容認
——連邦医師会の「看取り医疗の原則」改定案
かる観点から、

83 事前医療指示の法制化は患者の自律に役立つか？

という結論に至つた」と述べている。つまり、世話法第三次改正法によって、本件に関わる法状態が決定的に転換したとの認識を示している。

こうした認識に立つて、本判決は、胃瘻取り外しという行為を「不作為ではなく、積極的な行為」としつつも、これまでの判例では、直接的な生命終結の処置に正当化の余地はないときとされたが、二〇〇九年の世話法第三次改正法によつて生じた民法の新しい状況に鑑み、従前の見解を維持しないと述べている。

世話法第三次改正法の立法者は、……実際に同意能力のない患者において、例えば具体的な治療に関して事実上または推定上、希望を表明した意思は、その病気の種類および段階とは無関係に拘束力を有するものあり、それに世話人のみならず、担当医も拘束されると判断した。……このような新しい規定は、刑法においても、その効力を展開する。

民法の新しい規定が刑法にも及ぶ、と述べている。もちろん、「殺人行為をめぐる刑法上の適法化の問題までは、単に民法に付隨する問題としてのみ扱われる」と言つていいわけではない。基本法で保障された個人の自己決定権に

表4 連邦医師会『看取り医療の原則』改定案の直接の要因

- | |
|--|
| ① 世話法第三次改正法（患者の事前医療指示の法制化）の施行（2009年9月）
この施行時期に合わせ、各分野の医師を対象にした、臨死介助や自殺輔助についての意識調査（2009年8-9月）の結果 |
| ② 連邦通常裁判所事件判決（2010年6月） |
| ③ 連邦通常裁判所ブツ事件判決（2010年6月） |

は、患者の自死を医師が手助けすること（自殺輔助）を事実上容認する提案を発表した（表1の8）⁽¹²⁾。連邦医師会は「看取り医療の原則」を一九七九年以來、緩和医療などの医療の発展と法状況の変化に応じて、隨時改定してきた。当時の現行版は二〇〇四年版⁽¹³⁾であった。これを改定する直接のきっかけは表4にあげた三つである。

とりわけ①の患者の事前医療指示の法制化を受け、「看取り医療の原則」をこれに適合させる必要があった。しかし、改定案はそれを超えた重大な一步を踏み出していた。それは改定案の次のさりげない一文のなかにある。

医師が患者の自死に協力する」とは、医師に課せられた仕事ではない（Die Mitwirkung des Arztes bei der Selbststötung ist keine ärztliche Aufgabe.）。

その提案の背景には、ドイツの医師たちの価値観や意向がある。それは、②の連邦医師会が調査機関に依頼して行ったアンケート調査（表1の5）⁽¹⁴⁾に表れている。ドイツの各分野の医師五二七名を対象に、自殺輔助と積極的臨死介助についての考え方を尋ねたところ、三人に一人の医師が患者から自殺を手伝ってほしいと頼まれたことがあると答えた。医師による自殺輔助の合法化を支持する医師は三〇%、ある条件下で、医師による自殺輔助を考慮の対象とすると答えた医師は三七%である。こうした意向を背景に自殺輔助容認が提案されるに至ったと思われる。

6 ドイツ医師会 自殺輔助を医師職業規則で禁止

「看取り医療の原則」改定案はしかし、ドイツ医師大会（二〇一一年五月三一日～六月三日）で、これに反対する代議員によって拒否された。逆に、医師職業規則第16条「死に逝く人に対する援助」に、次のような禁止が明確に書き込まれ、違反すれば、懲戒に値するものとなつた。

医師は、死に逝く人を、その人の尊厳を保持し、その意思を尊重して、援助しなければならない。医師が患者の要請に基づいて患者を殺害することを禁じる。医師が自殺の手助けをすることは許されない。（強調は引用者）⁽¹⁵⁾

普通に読めば、患者の自殺に医師は協力しない、と読める。だが、そうではない。この一文は二〇〇四年の原則に記載された「医師が患者の自死に協力する」とは医師の倫理に反し、可罰的である（*widerspricht dem ärztlichen Ethos und kann strafbar sein*）（強調は引用者）を削除し、書き込まれた。連邦医師会は、医師による自殺輔助は「医師の倫理に反し、可罰的」とはもはや言わず、「医師に課せられた仕事ではない」とのみ言う。しかも、これによって、看取り医療の基本路線に違ることなく、「多元的な社会における医師のさまざまに異なる道徳觀が承認される」という（強調は引用者）。医師の職能団体である連邦医師会は、医師による自殺輔助問題を専門職倫理の課題からはずし、医師個人の価値観と良心にゆだね、これを多元的な価値の尊重と意味づけたのである。これは、患者の自死を医師が手助けすること（自殺輔助）を事実上容認することを意味し、大きな方針転換である。ドイツ・ホスピス協会は、この改定案に対し、ドイツ医師会の幹部は医の倫理を破棄したと批判した。こうした方針を医師会の原則のみで打ち出せるのは、ドイツ刑法典に自殺輔助罪の規定がなく、自殺輔助が原則として犯罪ではないことが前提となるべきである。

ドイツ刑法では、自殺輔助は原則として犯罪ではないため、「自殺を医師が助けることについての、刑法を超える禁止を初めて明確に定式化した」と、職業規則の新旧対照表は注釈をつけている⁽¹⁶⁾。これに対して、刑法で罰していいない行為を職業規則で禁止することは、「医師個人の良心を無力化し、ドイツの医師の良心を画一化する」との批判もなされた⁽¹⁷⁾。

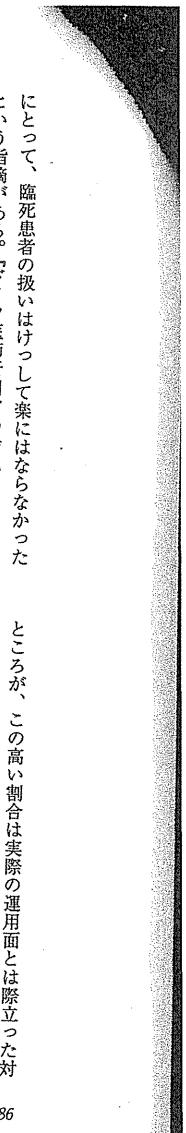
結果として、医師による自殺輔助はかえって実行困難となつた。しかしながら、からうじて踏みとどまつたとはいえない。連邦医師会の公式提案として、医師による自殺輔助の方針が提起されたという事実は重い。

患者の事前医療指示の法制化（世話法第三次改正法）から約十ヶ月後には、推定的同意に基づく、患者家族による胃瘻の抜去をも無罪とした連邦通常裁判所の判決、さらにその約十ヶ月後に、医師による自殺輔助容認の提案。この一連の流れを「すべり坂」と見ることもできるであろう。

II 事前医療指示の限界

1 ドイツの状況

世話法の改正と連邦通常裁判所のブツ事件判決によつて法的安定性が確保されたかに見える。しかし、医師たち



にとつて、臨死患者の扱いはけつして棄にはならなかつたという指摘がある。「ドイツ医師新聞」の論説はこう書いている。本判決は、患者の有効な同意があれば、刑法面でも、治療の積極的中止を合法とみなすと判示したが、これによつて、患者の自己決定権を一面的に強めることとなつた。その結果、医師は、生命を維持する義務と、患者の自己決定権の尊重は任せきりにすることとの葛藤に陥つた。つまり、治療の押しつけといふ非難と、生命維持のための義務を果たさないといふ非難の板挟みのなかに医師が置き去りにされる状況が生まれた、といふ。

ではドイツにおいて、事前医療指示書はどの程度普及しているのであらうか。各階層を慎重に選択した調査によれば(22)、一九九八年の調査では、事前医療指示書の作成者は国民のわずか一・五%と推定された。一〇〇六年一〇七年では、一〇一一一〇%、一〇一二年では、一六%（六五歳以上では五二%）に増えている。十四年間でじつに十倍になつてゐる。ただし、実際はこれよりも少し低いと予想される。事前医療指示書と、後述するような「緊急時の対応計画」などの他の書式とを、一般の人は必ずしも区別できないため、後者の書式を事前医療指示書と混同してしまふ可能性があるからだ。とはいって、事前医療指示書がすでに大衆的な現象となつてゐると言える。

ところが、この高い割合は実際の運用面とは際立つた対照を示している。老人ホームの入居者が事前医療指示書を提出する割合は一一・四%（ノイトライン・ヴェストフォーレン州での一〇一二年の調査）、一〇〇八年一〇年ベルリンの大学病院シヤリテ外科集中治療病棟で死亡した患者二二四人のうち、事前医療指示書を持っていたものは、わずか九・四%、一〇一二年一年の別の病院での類似の調査では、一四%程度だとある。実際の運用面での低迷の原因は、表5の③や④の問題があるのであるといふ(23)（参照）。

2 各国との状況

事前医療指示書が必ずしもうまく機能していらないという状況はドイツに限定されない。ドイツよりも早く世界に先駆けて事前医療指示の法制化を行つた米国におひても、同様である。米国では、カリフォルニア州の自然死法の制定（一九七七年施行）によって、リビングウイルを前もつて作成する個人の自己決定権が世界で初めて保障された。その後、各州で同様の自然死法および持続的代理権法（durable power of attorney）が制定された。連邦レベルでは、患者の自己決定権法が制定され（一九九一年施行）、「自分が受ける医療・介護を決定する個人の権利」（医療処置を受

ける権利と拒否する権利を含む）ならびに「事前医療指示書（Advance Directive）」を、州法のものと指示しておく個人の権利」が認められた。しかし、連邦レベルの法制化から二〇年以上経過したいまでも、事前医療指示の作成者は、全体の二〇一一〇〇%（二〇〇九年）である(24)。

3 事前医療指示について
おもな難問

そもそも、事前医療指示には、表5のような難問がつきまとつてゐる。①事前医療指示書の執筆者は自己決定できるが、事前医療指示書の執行は自己決定できない。患者が自らの希望を事前医療指示書に認めたとしても、「その時」

（重篤でコモニケーションがとれなくなつた時など）事前医療指示書をどう扱うかについて、患者はもはや自己決定できないからだ。事前医療指示書をそのまま実行すれば、患者の意思（自律）が実現できるといふ単純なものではない。事前医療指示を吟味もなくそのまま自動的に完全実行するとはいえない。事前医療指示は解釈を必要とする、その解釈は必ず他者（家族や医療職など）によつて代行されるべきである（代行解釈）。「患者がもし意識があつたら、いまの状態をどう考え、どうしたいと望むだろうか？」を、事前医療指示を託された者は思案し、患者のいまの思いを汲んで決断せざるを得ない。

②事前医療指示書作成時点と、事前医療指示書を実行すべきかを検討する時点との間には、時間の間隔がある。一般に人の心は変わりやすい。とりわけ死に関わる決断においては、動搖は避け難い。医療技術も日進月歩であり、事前医療指示書執筆時にはなかつた新しい対処法が医療現場に現れてくることもよくある。こうした現実をふまえないと、過去に書いた事前医療指示書によつて将来の自分が拘束されるおそれがある(25)。

③「もしも私が不治の病で疾患の最終段階にあるならば」とか、「スペゲティ状態はいやだ」などの曖昧な記述の事前医療指示書が多く、実効性がない場合が多い。ドイ

表5 事前医療指示につきまとつた難問

- ① 事前医療指示の実行が検討されるとき、代理者による解釈が避けられない。
- ② 事前医療指示では、過去の決定に将来の扱いが拘束される。
- ③ 事前医療指示の指示内容が曖昧であることが多い。
- ④ 緊急時に事前医療指示書が元がないことが多い。
- ⑤ 事前医療指示が法制化されると、「死ぬ権利」が「死ぬ義務」へと転換し、難病患者や障害を持つ人への社会的なプレッシャーとなる。
- ⑥ 本人が認知症になった場合、認知症前の意思が尊重されるのか、それとも、現在の患者の意思が尊重されるのか？

ツの法制化においては、事前医療指示書作成時に医師との協議を義務づける法案もあったが（表2の1）、成立した法には、この義務はない。しかし、専門家との対話なしで事前医療指示書を作成しても、実効性が乏しい場合が多いと指摘されている。反対に、専門家と相談して書くと、事前医療指示書は具体的で実効性が高まる（23）。

④ナーシングホームなどの施設にいる高齢者が事前医療指示書を持っていても、どこかに仕舞い込んでいて、急変時に有效地に利用されないと、状況が米国などでも指摘されている。

⑤は二、1で紹介する難病患者の声のなかに表れている。

⑥については、紙数の都合で割愛する。

4 事前医療指示を事前ケア計画によつて補完する試み

事前医療指示の難点を克服するには、患者側と医療者側とのコミュニケーションを密にして、患者の思いに寄り添ったケアを実現することが肝要である。難病患者への支援の観点から事前医療指示のあり方を検討した厚生労働省の研究班は、図1のように事前医療指示を位置づけている（24）。

事前医療指示は、患者が将来、決定能力を失った時に、どんな治療を望むか、あるいは望まないかを表したもの、

または、それについての決定を誰かに委ねるという表現である。
事前ケア計画は、療養の場は病院か施設か自宅か、どんなケアやサービスを受けるか等々をも含む、より広いケア計画である。
事前医療指示（AD）を組み込み、ACPをADを補完するものとして活用する試みには、以下のよくなものがある（図2）。

- (1) Respecting Choices: Advance Care Planningは米国ウェスコンシン州ラクロス郡（人口約十萬五千人）で二〇年間試みられている。患者の選択を尊重しながら、治療やケアの方針を、病気の進行に応じて再検討し、変更したり具体化していく営みである。専門的な教育を受けた、医師以外の人材がファシリテーターとして百人以上活動しているという。これはオーストラリアでも普及している。
- (2) *POLST (Physician Orders for Life-Sustaining Treatment)



図1

が二〇〇四年に立ち上がり、日本語への翻訳・評価・普及活動を行つている。

日本語版は「看取りに関するクリティカルパス」と訳されている。「クリティカルパス」という語は一般に、全工程を最短時間で完了するために重要な作業経路を意味し、一連の活動をスケジュール化して、効率的にマネジメントするためのツールである。英国では、このたびLCPに開発されたこれまでの経験が改めて吟味された。その結果、LCPが、患者の死をせかし、ベッドをあけさせ、医療費を節約するためには使われていて、終末期の患者に緩和ケアなどの必要な医療が提供されていないと、状況が明らかになつた。そこで、独立調査委員会は、LCPを廃止し、年内に別のガイドラインに置き換えることを決定した（二〇一三年七月）²⁵。このケア・パスウェイは、医療者が一方的に患者を評価する書式になつてゐるので、患者や家族は十分な説明を受けず、同意も求められない。このたびの再評価のなかで、医療・ケアにおける患者（あるいは親族）との対話・コミュニケーションの欠落が明らかになつた。

(4) ドイツでは、「早めに寄ら添つ (beizeiten begleiten²⁶)」（緊急時の対応に関する在宅医への指示）や「緩和放臥の患者の緊急時の対応計画 (Notfallplanung für Palliativpatienten)」

89 事前医療指示の法制化は患者の自律に役立つか？

生命維持治療に対する医師の指示書）。主治医が患者から終末期の治療に対する希望を聞き取つて保管しておくる書類で、オレゴン州など十一州で活用されている。

ポルストは表6のような選択肢にチェックを入れるだけの簡単な書式である。患者（または患者の家族や代理人）と医師が相談して終末期の対応を決め、指示書として保管しておく。二〇〇四年の調査では、オレゴン州のナーシングホームの七一%が、ホームの入所者全體の八八%がポルストを利用している。

(c) LCP (Liverpool Care Pathway)。これは英国のリバーポールの研究プロジェクトが開発した臨死期のケアツールである。英国のNHS（国民保健サービス）を中心とした行政が積極的に推進し、広く普及してきた。日本に導入する研究プロジェクトLCP Working Group Japan

表6 POLST (生命維持治療に対する医師の指示書)

- | |
|---|
| A 心肺蘇生：脈拍がなく、呼吸が停止している状態で、蘇生術をするかどうか |
| B 医学的処置：症状を和らげる処置だけを行うか、病院に搬送して集中的な治療を行うか |
| C 抗生剤：抗生剤を使用するか |
| D 人工的栄養剤：胃にチューブをいれて栄養剤を長期間投与するか |

などのアプローチがなされている。筆者が一〇一三年にテュービンゲン市の高齢者ケア施設を視察した際、応対してくれた看護・介護主任は、「入居者の何割が事前医療指示を書いていますか?」という筆者の質問に「九九%が書いている」と答えたので、驚いた。あとで確認したところ、

それは事前医療指示書ではなく、「緩和段階の患者の緊急時の対応計画」という書式であった。テュービンゲン市全体で使用されているという。この書式では、まず表7の□にチェックを入れるようになっている。その上で、蘇生、挿管、人工呼吸器装着、出血時の輸血、胃瘻造設、腸閉塞に対する手術、集中治療、これらを行うかについての回答欄がある。二項目には、痛みや、呼吸困難、不安、動搖、興奮、熱、ひきつけ、便秘、その他が生じた時に患者(または患者の家族または代理人)が患者の希望を自由に記述する欄がある。

これは事前医療指示書ではない。緊急時の対応についての意向調査書である。こうしたものを見た患者のカルテやケア記録に挟んでおかないと、とつさの時の対応に困るということで普及している。これを施設のケア責任者が事前医療指示書と判然と区別していないといふところに、ドイツの介護現場の実態がうかがわれる。

緊急時あるいは臨死期における対応についてのこの種の

表7 「緩和段階の患者の緊急時の対応計画」

□この文書は患者の実際に表明された意思に対応している。
□この文書は患者の事前医療指示書を補完するものである。
□この文書は患者の推定的意思に対応している。
□この文書は患者の事前医療指示書はあるか? はい□ いいえ□
□この文書は患者の事前医療指示書はあるか? はい□ いいえ□
□この文書は患者の事前医療指示書はあるか? はい□ いいえ□

意向調査は日本の病院や介護施設等でも広まっている。例えば、国立長寿医療研究センターの終末期の希望調査「私の医療に対する希望」などである。

以上に紹介した取り組みは、全体として、事前医療指示書がそれだけでは有効に機能していないという現状を、医療者やケアする側からの働きかけで補完しようとする試みである。事前ケア計画の書式に患者側の署名欄があるかないかが大きなポイントになる。患者側に署名欄を求める場合、形式的には、ケア側の説明に対する患者側の同意を示す。ところが、LCP(リバブルパスウェイ)には、患者側の署名欄すらなく、患者の病態についての医療者側からの一方的なアセスメントの形式になってしまる。そのため上述のような弊害が生じたと思われる。しかし、患者側の署名欄があったとしても、医療者側からの簡単な説明や短時間での一回きりの聞き取りだけでは、患者

ければならない。

例えば、国立長寿医療研究センター End-Of-Life (EO-L) ケアチームは、意思決定やインフォームド・コンセンストの支援を、緩和のなかの最も重要な活動の一つとして位置づけている。患者本人および家族とともに、過去ー現在ー未来にわたる患者の物語りを共有しようとする姿勢から、

患者に意識障害があつても、本人の思いに寄り添い、自律的な意思決定を支援できるとの考えで困難な状況に取り組んでいる(28)。これに見られるように、ACPとは、苦悩する患者に寄り添い、事前ケアに関する絶えず繰り返される協議であり、インフォームド・コンセントのプロセスそのものと言える。事前医療指示書や事前ケア計画書が、そのためのコミュニケーションツールとして活用されるなら、それなりの意味がある。

三 尊厳死法は患者の自律を保障するか?

わが国で「事前指示」というと、日本尊厳死協会の「尊厳死の宣言書」を思い浮かべる人がいるであろう。「私は、私の傷病が不治であり、かつ死が迫つてしたり、生命維持措置無しでは生存できない状態に陥つた場合に備えて、私の家族、縁者ならびに私の医療に携つていての方々に次の要望を宣言いたします。……ただ単に死期を引き延ばすな

91 事前医療指示の法制化は患者の自律に役立つか?

側が医療やケアの全体について十分理解できるとは思えない。医療者側も患者側の思いを十分にくみ取れないであろう。患者の病状もたえず変化していく。事前ケア計画が、わずか一、二頁の書類を埋める形式的な作業に終わる場合には、患者側と医療者とで十分なコミュニケーションをつうじて練り上げる事前ケア計画とは言い難い。

5 ナラティヴによる意味の書き換え

図1(88頁)には、さらに「事前的人生計画」という最も大きな枠組みがある。これは、残りの人生をどう生きていくかという、より包括的な人生計画の練り直しである。重大な病気が判明したときには、誰もが動搖する。病気や老化によって心身が衰え、これまでのどおりの生活ができなくなったりした場合、今後の人生について、さらには、自分の人生、その意味と目標についても深く考へるようになる。それは、ナラティヴ(物語り)による意味の再構成の営みとなる(29)。

こうした危機に直面したときの人生計画の次元も含めて、患者が今後どんな人生を送り、どんな治療や介護を受け、どのように生を全うしたいのかを、ケアする人々に伝え、現在の病態と、採用可能な治療やケアの方針などをり合わせながら、納得の行く最後を送るために対話が重ねられる

まだいの更合お置くお置くいかしてます」「(二〇一一年五月)この「宣言」には対話の視点が欠けており、医療において患者の意思がほとんど顧みられなかつた時代の雰囲気をひきずつてゐる。臨床現場で患者の意思が尊重されない状況はまだあるが、わが国においても、少なくとも「患者を中心の医療」やインフォームド・コンセントなどが病院の理念のなかに掲げられるようになつた。心ある医療者は患者の自律を尊重しつつ最善の医療ケアを提供しようと日々努力している。こうした時代に、医療者との相談もなしに一方的に自らの思いを認めた宣言書をつきつけるという形は、いかがなものであるうか?

日本尊厳死協会の從来からの強い要望に応える形で、「尊厳死法制定を考える議員連盟」は尊厳死法案「終末期の医療における患者の意思の尊重に関する法律案(仮称)」を準備し、二〇一二年に上程しようとしたが、政局によって機会を逸した。その後、麻生太郎副総理兼財務相を最高顧問に据えて、態勢を立て直して、上程の機会をうかがつている。

1 医師の免責

準備されている法案の最大のポイントは、患者の事前医療指示に基づいて治療中止を行った医師の免責である。

療を断るための事前指示書やリビング・ワイルの作成が法的に効力をを持つようになれば、ますますこれらの患者たちは、事前指示書の作成を強いられ、のちに治療を望む気持ちになつても書き換えはことごとく阻止され、生存を断念する方向に向けた無言の指導（圧力）を受け続けることが予想できます。（二〇一二年一月三日）

尊厳死法制定化を考える議員連盟の最高顧問に就任した麻生太郎氏は二〇一三年一月二日の社会保障制度改革国民会議で「いいかげん死にたいと思っても、生きられませんから」と生かされたらかなわない。しかも政府の金でやつてもらっていると思うと、ますます寝覚めが悪い。さうさて死ねるようにしてもらうとかいろいろ考えないと」、と発言した²⁹。これは個人的な感想では済まされない発言である。将来の社会保障をどうするかを話し合う社会保障制度改革国民会議という公式の場に副総理兼財務相として出席しての発言であるからだ。難病患者の危機感が杞憂ではないことを如実に物語っている。

日本弁護士連合会は、尊厳死法案に対する会長声明のなかで、こう述べている。

患者が、経済的負担や家族の介護の負担に配慮するた

第七条 医師は、患者が延命措置の中止等を希望する旨の意思を書面その他の厚生労働省令で定める方法により表示している場合であり、かつ、当該患者が終末期に係る判定を受けた場合には、…
…延命措置の中止等をことができる。

第七条の規定による延命措置の中止等について
は、民事上、刑事上及び行政上の責任（過料に
係るもの）を含む。）を問われないものとする。

延命治療をやめたいという患者の意思を実現するためには、治療中止を行う医師の法的責任を免除することが必要だ、という論理である。しかし、これで患者の自律が保障されるであろうか？

ALS（筋萎縮性側索硬化症）などの難病者はこの尊厳死法案にかなりの危機感を感じている。NPO法人ALS ／MNDサポートセンターさくら会代表の橋本みさお氏は、声明のなかでこう述べている。

ALS等の難病患者が家族に適応することなく、治療を受けたい、生きていくたいという気持ちを自由に表明できる環境はないに等しい「状況のなかで」、もし、治

さてはなく、自分の人生観などに従って真に自由意思に基づいて決定できるためには、終末期における医療・介護・福祉体制が十分に整備されていることが必須であり、かつ、このような患者の意思決定をサポートする体制が不可欠である。しかしながら、現在もなお、いずれの体制も、極めて不十分である。……「尊厳死」の法制化を検討する前に、①適切な医療を受ける権利やインフォームド・コンセント原則などの患者の権利を保障する法律を制定し、現在の医療・福祉・介護の諸制度の不備や問題点を改善して、真に患者のための医療が実現されるよう制度と環境が確保されること、②緩和医療、在宅医療・介護、救急医療等が充実されることが必要である。(30)

患者の「生きる権利」が保障されていない現状のなかで、なぜ「死ぬ権利を保障する法律」の制定を急ぐのかという疑問である。

この尊厳死法案は事前医療指示の法制化という面を持つが、世話法のなかに事前医療指示を位置づけたドイツの立法とは性格を異にする。極口範雄氏は、「終末期医療における患者の意思尊重と医療の充実を図るために法」を制定し、そのなかで、治療の中止についても規定するという独自の試案を発表している。こうした試案も含めて、治療を

う制度と環境が確保されること、②緩和医療、在宅医療・介護、救急医療等が充実されることが必要である。(30)

中止する医療の免責を規定する尊厳死法案か、それとも、患者の望む医療（治療の中止を含む）をすべて保障するかといふ観点からの立法かにひいて、広く国民的議論が必要である。

2 「死ぬ権利」から「死ぬ義務」への転回

英国の著名な哲学者であるアーヴィー・ウォーノック（Mary Warnock, 1924-）は1980八年九月に、「認知症患者には家族や社会の負担にならないよべ、死ぬ義務がある」と発言した。

あなたが認知症であるなら、あなたは人びとの人生を浪費しているのです。あなたの家族の人生を浪費しNHS（英国の国営医療サービス）の資源を浪費してゐるのです。苦痛が耐え難いのであれば、死ぬ手助けを受けるべきだとこう議論に私は完全に同意します。しかし私としては、その議論をやるに広げて、家族または国家の重荷になつているから死にたいと確信を持つて心から願へ人もまた、死ぬことを許されるべきだと思ふます。（8）

これは「死ぬ権利」から「死ぬ義務」への転回であり、麻生太郎氏の発言と完全に重なる。「死の質の良否」を問

べりとば、治らない病気とともに生きる最後の生を、広い意味での緩和を含む必要なケアによって支えるかといふ問題であつて、患者に早めに生を諦めさせて医療を断念せねりではない（9）。終末期の意思決定のあり方を探究し、「死の質の良否」を問うと共に、課題を捉えそこなわないうちにしなければならない。

注

(一) 一般には、事前医療指示と呼ばれるが、以下法務省が

「事前医療指示とAdvance Medical Directive」とも表記してある。本稿では「事前医療指示」と表す。森田都

氏「事前医療指示」その一「人生山場の手帳シナリオ」(10)111年) <http://www.newsges.de/news/column/walter-reitmann/451-939.html> 参照。

(二) Grundsätze der Bundesärztekammer zur ärztlichen Sterbebegleitung. 1998. Wolfstast, G. u. Conrads, C. (Hrsg.) *Tarztkonferenz-Sterbebegleitung 2001*, S.83-87.

(三) 甲斐克則「尊厳死刑法」成文黨、1904年、第5章。乙イバ連邦議会審議会答申「人間らしく死の自己決定—終末期における事前医療指示」山本達也訳、知泉書館、1906年、四八一五三頁なども該注16参照。

(四) *Patientenautonomie am Lebensende. Erläuterung, rechtliche und medizinische Aspekte zur Bewertung von Patientenverfügungen*. Bericht der Arbeitsgruppe „Patientenautonomie am Lebensende“ vom 10. Juni 2004. http://www.kunth.de/SharedDocs/Downloads/DE/pdfs/Patientenautonomie_am_Lebensende.pdf?__blob=publicationFile

(五) Deutscher Bundestag, Zwischenbericht der Enquete-Kommission Ethik

und Recht der modernen Medizin. Patientenverfügungen, 2004. 記録2.

イバ連邦議会審議会答申、前掲団。

(六) Nationaler Ethikrat, *Patientenverfügung. Ein Instrument der Sterbebegleitung*. 2005.

(七) 「三条の内容」の詳しい経緯については、松田純「ニイハ事前指示法の成立とその審議過程——患者の自己決定と、他者による代行解説」は次の通り」、「医療・生命倫理・社会 Vol.9, No.1/2, 大阪大学大学院医学系研究科医の倫理学講義」110-110年 (Web から閲覧可能) 参照。

(八) 民法典の一部。一九二一年施行。日本の成年後見制度のモデルとなった法であるが、日本の成年後見制度は財産管理が中心で、身上監護を含まない。身上監護、とりわけ医療契約、医療行為への同意を成年後見制度の対象とすべきとの意見が、近年、民法學界と実務界で盛んである。

(九) 「ドイツ第三次世話改正」松田純訳、「生命倫理研究資料叢」VI、富山大学、110-11年、1-17-1-19頁参照。Web 上にも掲載。

(十) 実際の経緯はるか複雑である。詳しく述べ、神馬幸一「法律的榮誉補給處置の中止に関する新しく判例動向」[法學研究]慶應義塾大学法學部 法學研究会 84卷5 110-1年、109-1-111頁参照。本稿ではこの翻訳から判決を引用するが、文様を減じる必要から原文を若干変更した箇所がある。

(十一) Kristian F. Stoffers, *Befürderung von ethischen zwischen Betreuungsrecht und Strafrecht* 2011, S.645-647. ジュウ文献より。表示したくない神馬幸一先生の感想申し上げます。

(十二) 前掲神馬論文参照。

(十三) Grundsätze der Bundesärztekammer zur ärztlichen Sterbebegleitung. aus: *Deutsches Ärzteblatt*, vom 18. 2. 2011, Heft 7. <http://www>.

V. 資料
(班員会議プログラム等)

平成 25 年 6 月 25 日

平成 25 年度 厚生労働科学研究 難治性疾患等克服研究事業（難治性疾患克服研究事業）
 「患者および患者支援団体等による研究支援体制の構築に関わる研究」班
 班員会議のお知らせ

研究分担者各位

謹啓 梅雨の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は研究事業につきましてご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、榎本班ならびに JPA 班[#]合同による第一回班員会議を下記のとおり開催する運びとなりました。ご多忙のこと存じますが、万端お詫び合わせのうえご出席賜りますよう遠んでご案内申し上げます。

敬白

*「患者支援団体等が主体的に難病研究支援を実施するための体制構築に向けた研究」班
 (研究代表者：伊藤 雄雄)

記

日時：7 月 7 日（日） 13 時～17 時

場所：東京医科歯科大学（東京・御茶ノ水） M&D タワー2階 共用講義室2

<合同班員会議> 13 時～15 時

- 1) 両班長挨拶
- 2) 厚労省疾病対策課よりご挨拶
- 3) 班員紹介（両班より）
- 4) 昨年度の研究報告（両班より）
- 5) 今年度の研究について
- 6) 課題について 別途他
 (説明内容についての確認、協力要請、議論など)
- 7) 今後の予定

<榎本班員会議> 15 時～17 時

- (多少の延長もあり、18 時終了くらいの予定でお願いします)
- 1) 今年度の計画
- 2) 研究の分担
- 3) 連絡事項 (事務局より)

以上

- ・準備の都合上、7 月 3 日までにご出欠を事務局（三神）までメールにてご連絡ください。
- ・当日の旅費・交通費等は、(配分前で恐縮ですが) 分担費からの支出をお願いいたします。
 (一括計上により分担費配分のない先生につきましては、事務局で準備します。当日、用紙をお持もください)

平成 25 年 7 月 7 日

厚生労働省科学研究 難治性疾患等克服研究事業（難治性疾患克服研究事業）
 「患者および患者支援団体等による研究支援体制の構築に関わる研究」班
 (研究代表者：榎本
 挑) 班、および「患者支援団体等が主体的に難病研究支援を実施するための体制構築に
 向けた研究（研究代表者：伊藤 雄雄）班 合同班員会議

東京医科歯科大学 M&D タワー2階
 共用講義室2 東京医科歯科大学

プロ グ ラ ム

(13:00～16:00)

1. 両班長 研究代表者 挨拶 13:00～

2. 厚生労働省疾病対策課よりご挨拶 13:15～

3. 両班 班員紹介 13:30～

4. 昨年度の研究報告 13:40～

5. 今年度の研究について 13:50～

6. 課題等について 14:00～(この時間をできるだけ取れる様に)

(追加内容についての確認、協力要請、議論など)

厚生労働科学研究・難治性疾患克服研究事業
 「患者および患者支援団体等による 研究支援体制の構築に関わる研究」代表研究者：榎本
 (代)：三神
 nauchi.kaken@tokyo.sou.net.jp

橋本班・JPA班研究報告会のお知らせ

新春の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

下記のとおり、平成25年度研究報告会（班会議）を二班同日同会場で開催いたします。会場の都合上、事前申し込みが必要となりますので、下記を御確認の上、橋本班関係者は橋本班へ、JPA班関係者はJPA班へお申込みくださいますようお願いします。

■お申し込み先

橋本班 nanchi.kaken@tokyo.so-net.jp (三神・川口)
JPA班 jpa-kenkyu@nanbyo.jp

■日時：1月19日（日）9:00～16:30

■場所：ファイザー株式会社 オーバルホール

〒151-8589 渋谷区代々木3-22-7 新宿文化クイントビル

■プログラム

9:00～11:00 橋本班研究報告会

11:00 橋本班終了

(休憩)

11:10～11:50 合同研究班会議

橋本班班長挨拶（5分）

ブリッジ・共通部分（橋本班）（10分）

ブリッジ・共通部分（JPA研究班）（10分）

質疑応答（10分）

JPA研究班班長挨拶（5分）

11:50 合同報告会終了

<休憩・昼食> 御昼食は各自でお願いします。

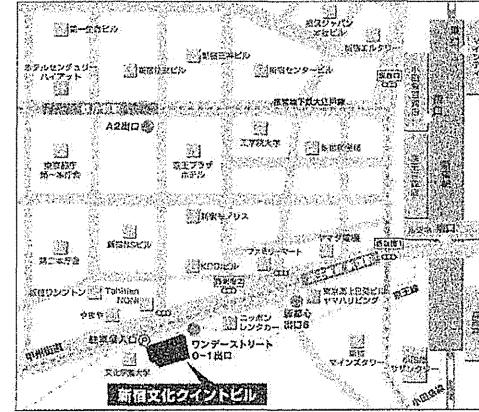
13:00～16:30 JPA班研究報告会

16:30 JPA班終了

本年もよろしくお願いいたします。

橋本班・JPA班一同

ファイザー株式会社 オーバルホール（会場）へのアクセス



電車をご利用の場合

東京京王新宿駅「新宿駅(新宿口)」から徒歩4分

新宿口改札を出た先の地下道路(ワンデーストリート)を都庁方面に進み、左手一つ目の出口(0-1出口)から地上に出ていただくとすぐ左手が新宿文化クイントビルです。

JR・都営大江戸線「新宿駅」から徒歩7分

改札を出て、出口8方面に地下道をお進み下さい。ワンデーストリートにつながりますので、左手一つ目の出口(0-1出口)から地上に出ていただくとすぐ左手が新宿文化クイントビルです。

都営大江戸線「都庁前駅(A2出口)」から徒歩7分

JR・小田急線、京王線「新宿駅(南口)」から甲州街道を西方面に徒歩8分



橋本班・JPA班 研究報告会

平成 26 年 1 月 19 日 (日) 9:00~16:30

ファイザー株式会社 オーバルホール

〒151-8559 渋谷区代々木 3-22-7 新宿文化クイントビル

プログラム

9:00~11:00 橋本班 研究報告会

11:10~11:50 橋本班・JPA班 合同研究班会議

* 御昼食は各自でお願いします。

13:00~16:30 JPA班 研究報告会

必ず事前申し込みをお願いします
氏名・所属団体・住所・電話番号を明記のうえ下記まで

橋本班 nanchi.kaken@tokyo.so-net.jp (三神・川口)
JPA班 ipa-kenkyu@nanbyo.jp

平成 25 年度 厚生労働科学研究費補助金難治性疾患等克服研究事業
「患者および患者支援団体による研究支援体制の構築に関する研究」
研究代表者：橋本 篤
平成 25 年度厚生労働科学研究費補助金難治性疾患等克服研究事業「患者支援
団体等が主体的に臨床研究支援を実施するための体制構築に向けた研究」
研究代表者：伊藤 康浩

平成 25 年度 厚生労働科学研究費補助金
難治性疾患等克服研究事業(難治性疾患克服研究事業)
患者および患者支援団体等による
研究支援体制の構築に関する研究班橋本班研究報告会

平成 26 年 1 月 19 日 (日)
9:00~11:00
於 ファイザー株式会社
オーバルホール

- | | |
|---------------|--|
| 9:00 開会
挨拶 | 班長 橋本 操 NPO 法人 ALS/MND ぱーせーさくら会・理事長
厚生労働省疾病対策課 課長補佐 西嶋 康浩 氏 |
| 9:10~9:25 | 川口 有美子 NPO 法人 ALS/MND ぱーせーさくら会
患者および患者支援団体等による研究支援体制の構築に関する
研究 2 年間のまとめ |
| 9:25~9:40 | 山本 晃 R102
we are here の登録状況 |
| 9:40~9:55 | 水島 洋 国立保健医療科学院 研究情報支援研究センター
内外の患者登録サイトの状況 |
| 9:55~10:10 | 福田 茉莉 立命館大学 衣笠総合研究機構 専門研究員(PD)
当事者の経験を掘るアウトカム指標の開発に向けて：
「かけはし」アンケート調査の結果から |
| 10:10~10:25 | 中山 優季 (公財)東京都医学総合研究所
SEIQoL を “かけはし” の一手段に |
| 10:25~10:40 | 小林 貴代 日本 ALS 協会近畿ブロック
啓蒙・啓発活動の実際 |

<休憩>

JPA班・橋本班 合同研究報告会

11:10~11:50

「接続に関する報告」 R102・鶴バイトルヒクマ 各社担当より

今後の展開について質疑応答